

M&A最前線 バトンを継なげ!

石井経営グループ

代表社員 税理士 中野 正人

～第1章事業承継型M&A～

第4回 事業承継M&Aの税務

広告

中小企業の事業承継M&Aでは、取引対価が高額になることも少なくなく、採用するM&Aスキームによって税負担が大きく異なる場合があります。M&Aの税務知識があれば、売り手側では税引後手取額をより多くできる可能性、買い手側でも株式取得資金等を準備しやすくなる可能性があります。

M&Aスキームとしては、「株式譲渡」と「事業譲渡」等がありますが、中小企業の事業承継M&Aでは「株式譲渡」スキームが中心です。本稿では「株式譲渡」スキームにおけるM&Aの税務について、基本的事項を中心に紹介します。

I. 売り手側の税務

「株式譲渡」スキームでは、取引対価を「役員退職金」と「株価」に配分することが一般的です。

取引対価	役員退職金（M & Aの対象会社から退任経営者へ役員退職金を支給）
	株価（買い手から売り手へ株式譲受代金を支払）

1. 役員退職金に対する課税

役員退職金は分離課税（他の所得と合算無し）対象の退職所得として、最高税率約28%です。

役員退職金	退職所得控除 ※	実質税率は通常の半分	
	退職所得控除後	$\times 1/2$	退職所得

※勤続期間20年迄部分は40万円/年、21年超部分は70万円/年

2. 株式譲渡収入に対する課税（個人株主の場合）

(1) 原則的な計算

株式譲渡収入は分離課税対象の株式譲渡所得として、一律税率20.315%です。

株式譲渡収入	取得費 ※
	譲渡費用（仲介会社・アドバイザーへの手数料等）
	株式譲渡所得（一律税率20.315%）

※「実際の取得費」<「株式譲渡収入×5%（A）」の場合、Aを取得費とすることも可。

(2) ミニマムタックス課税に注意!

株式の取引対価が高額の場合、ミニマムタックス課税としての追加課税の可能性があります。ミニマムタックス課税は、

ミニマム税率までの所得税を追加課税する仕組みで、「原則的な計算による所得税額<ミニマム税率による所得税額」の場合に、その差額が追加課税となります。特に令和9年以後は、ミニマムタックス課税が強化されます。

所得に占める分離課税対象の所得（株式譲渡所得等）の割合が高い人は影響を受ける場合があります。例えば、総合課税対象の所得が無くて株式譲渡所得のみの場合、所得が3.37億円（改正前10.33億円）を超えると追加課税となります。

基準所得金額	基準所得税額 (原則的な計算)	所得税額 (ミニマムタックス課税を含む)		改正による 影響額(B-A)
		令和8年(A)	令和9年~(B)	
3.37億円	52百万円	52百万円	52百万円	0百万円
5億円	77百万円	77百万円	101百万円	24百万円
10.33億円	158百万円	158百万円	263百万円	104百万円
15億円	230百万円	264百万円	404百万円	140百万円

※所得税額は、復興特別所得税等を含む金額です。

3. 役員退職金と株価の配分（個人株主の場合）

仮に令和9年以後のM&Aで、①取引対価10億円（役員退職金+株価）、②株式取得費1億円、③役員在任期間30年の場合、「役員退職金」と「株価」の配分に応じて税引後手取額に以下の影響があります。

取引対価					税負担合計		税引後 手取額
退職金			株式譲渡		内、追加課税		
10億円	0億円	0%	10億円	100%	267百万円	83百万円	733百万円
10億円	3億円	30%	7億円	70%	218百万円	21百万円	782百万円
10億円	4億円	40%	6億円	60%	204百万円	0百万円	796百万円
10億円	5億円	50%	5億円	50%	212百万円	0百万円	788百万円

※上記以外の所得は無く、所得控除や税額控除も無いものと仮定。

II. 買い手側の税務

一定要件を満たす中小企業がM&A前に所定の手続・認定を受けた場合、課税の繰延ができる特例税制があり、株式取得資金等を確保しやすくなることが期待できます。

★「無料診断のご案内」

当社では、①M&Aの可能性確認、②M&Aを進める上での課題整理、③企業価値の簡易算定を行っています。まずは現状把握から、早めのご相談をおすすめします。

問い合わせは、石井経営グループ

〒700-0975 岡山市北区今八丁目11番10号
TEL : 086-201-1211 FAX : 086-201-1215

石井経営

検索